



板倉町商工会だより

2020. 7.16 No. 80

板倉町商工会 82-0224

<http://itakura-s.jp>

新型コロナウイルス感染症の発生により、みなさまお一人おひとりの感染防止対策にご協力願います。

新型コロナウイルス感染症対策としてさまざまな支援策が国・県・町からメディア等にて発表されておりますが、本紙発行のタイミングにより情報が前後してしまう場合もありますので、正確な最新情報等は、それぞれの発信元や政府機関からの問い合わせ先にてご確認くださいませようお願いします。

新型コロナウイルス感染対策に係るあっせん融資のお知らせ

日本政策金融公庫、群馬県

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等への主な融資制度をご案内します。

制度名	新型コロナウイルス感染症特別貸付（公庫）	新型コロナウイルス対策マル経資金（公庫）	群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金（県）
担保等	担保なし・保証料なし	担保なし・保証料なし	担保なし・保証料あり
貸付対象者	原則として最近1か月の売上高が前年同月比5%以上の減少		
貸付限度額	別枠 8,000 万円	別枠 1,000 万円	4,000 万円（拡充）
貸付利率等	4,000 万円以内、当初3年間： 0.46%（災害利率△0.9%）、 4年目以降：1.36%、 4,000 万円超、全期間：1.36%	当初3年間：0.31% （災害利率△0.9%）、 4年目以降：1.21%	年利1.1%以内 （利子補給対象外）、 保証料1/2
無利子化の対象要件	個人小規模事業者、15%以上減少の法人事業者、20%以上減の中小事業者は3年間、利子負担分事後補給	個人小規模事業者、15%以上減の法人事業者は3年間、利子負担分事後補給	個人小規模事業者、15%以上減の法人事業者は利子：7年間、保証料：全期間、負担分事後補給
貸付（据置）期間	設備：20年（5年） 運転：15年（5年）	設備：10年（4年） 運転：7年（3年）	設備・運転共に10年（5年）
その他	セーフティネット貸付及び激変貸付から遡及適用可能、法人の場合は経営者保証を免除	一定の条件に該当した場合、一般マル経を遡及適用可能、既往債務の借換可能	セーフティネット保証第4号、第5号、危機関連保証のいずれかの（町の）認定要件が必要、一定の条件により既往債務の借換可能

注）表中の金利は、本紙発行日現在のものであり、実際の融資利率は融資実行時点の金利を適用

小規模事業者：製造・建設・運輸業その他業種は従業員20名以下、卸売・小売・サービス業は従業員5名以下

公庫：日本政策金融公庫前橋支店（窓口：商工会）、県：群馬県（産業経済部経営支援課、窓口：地元金融機関）

持続化給付金に係る申請サポートについて

経済産業省

新型コロナウイルス感染の影響を受けた事業者に対する「持続化給付金」の申請は、原則オンライン申請にて対応していますが、まだ手続きをされていない対象事業者には、次のとおり本会に「申請サポートキャラバン隊（給付金事務局スタッフ）」が出張派遣することになりましたので、お知らせします。

実施日時	場所	特記事項	予約申込先
9/25（金）～9/30（水）、9:00～17:00（土日を除く、最終日は15:00）	板倉町商工会館 2階会議室	予約制、必要書類は事前にPDFデータにして用意	0276-82-0224

令和2年度通常総会決議承認のお知らせ、地域イベント情報

板倉町商工会

本年度通常総会開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止の観点から書面による決議を行い、全議案（事業報告・決算・計画・予算、借入限度額、定款変更等）につき承認されましたので、ご報告いたします。

本年度の「いたくら商工祭」は、新型コロナウイルス感染の影響により「中止」となりましたので、ご連絡裏面へ →

主な各種補助金制度についてお知らせします。ほかの補助制度など詳しくは商工会までお問合せください。

	一般型：小規模事業者 持続化補助金（通常枠）	コロナ型：小規模事業者 持続化補助金（特別枠）	ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金
制度概要	小規模事業者と商工会等が一体となって販路開拓等に取り組む事業	新型コロナウイルス感染の影響を受け、これ乗り越えるための販路開拓に取り組む事業	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を行う事業
対象資格	従業員数が20名以下（商業・サービス業は5名以下）の小規模事業者	同左	中小企業者（組合・NPO法人等含む）
補助率等	2/3（限度額50万円、町への創業支援を受けた取組みは100万円）	類型Aは2/3、類型B・Cは3/4（限度額は共に100万円）	中小企業1/2、小規模事業者2/3（限度額：一般型1000万円）
	新型コロナウイルス感染影響による業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（事業再開枠）は10/10（限度額50万円、総補助額の1/2）		
活用事例	新規顧客獲得による設備・什器導入、販路開拓のためのチラシ・HP作成、看板設置、展示会出展、店舗改装等	類型A：サプライチェーンの毀損への対応、類型B・C：非対面型ビジネスモデルの転換、テレワーク環境の整備	内製化を図るための設備投資、生産ラインの新設・増強など
受付締切	第1、2回締切 終了 第3回締切 10/2⇒実質9/中旬 第4回締切 2/5	第1、2回締切 終了 第3回締切 8/7⇒実質7/中旬 第4回締切 10/2	第1、2回締切 終了、第3回電子申請受付終了、第4回11月、第5回は2月を予定
特記事項	事業承継、経営力向上計画の認定、賃上げに取り組むなど一定の条件に該当する事業者は審査の加点対象		生産性向上に資する申請内容、電子申請による公募（事前のアカウント登録が必要）

※ 受付締切日は、原稿・書類が完備され、上部団体に受付される期限です。小規模事業者持続化補助金については、各締切日の1週間程度前に書類が完備されない場合は、受理できない場合があります。

- ・ 事前に商工会事務局へご連絡、申請様式に書き込み作成し、提出（メール又は電子媒体、ある程度素案原稿で可）願います。事務局及び専門家を通して内容確認・添削・修正を加えながら提出期限までに書類を完成する方式を採りますので、早めにご相談ください。
- ・ 本補助金は、申請すれば必ず受けられるものではなく、公的な審査を行い、採択・実行して初めて補助金を受けることができます。

板倉町新型コロナウイルス対策各種助成金・給付金のお知らせ

板倉町（産業振興課）

板倉町独自の感染症対応生活支援パッケージとしてお知らせいたします。

No.	事業名	対象要件等	給付等額
1	事業継続支援給付金事業	国「持続化給付金」の対象にかかわらず当ウイルス感染症の影響を受けている町内小規模事業者に対し給付金を支給。対象：町内で飲食店、小売業、生活関連サービス業、娯楽業を営み、売上が前年同月比で10%以上減少している従業員5人以下の小規模事業者	支給額 30,000円
2	がんばる飲食店応援PR事業	当ウイルス感染症の影響により売上が減少している町内の飲食店を応援するため、テイクアウトやデリバリーに取り組む飲食店に助成金を支給し、町ホームページやチラシ等で紹介。対象：町内でテイクアウトやデリバリーを実施する飲食店	助成額 30,000円
3	がんばる事業者応援PR事業	当ウイルス感染症の影響を受けながらも、事業を継続するために新商品やサービスの開発、宣伝広告等に積極的に取り組む町内の事業者を応援するため、館林ケーブルテレビ「おまかせ!1分PR」の商業経費を助成。対象：町内の事業者（農業者含）	助成額：上限 11,000円

商工会費（上期分）口座振替、納入のお願い

板倉町商工会

上期分会費の口座振替日は、7月31日（金）です。あらかじめ取引口座の残高をご確認ください。本書をもって納入依頼とし、通帳の記載をもって領収に代えさせていただきます。領収証が必要な場合は事務局までご一報願います。また、口座振替以外の会員は、7月31日（金）までに振込み又は現金にて納入願います。